

平成 21 年 12 月 3 日

東京大学大学院理学系研究科・理学部 声明
「次世代を担う若手研究者支援の充実を望む」への支援のお願い

東京大学理学部・理学系研究科学生の保護者の皆様

拝啓、寒さがひとしお身にしみる頃となりました。皆様におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお喜び申し上げます。

私たち東京大学理学部・理学系研究科教員・職員一同は、これまで、皆様からお預かりした前途有望な若者たちを教育し、将来、日本や世界で大いに活躍する人材に育てる努力を誠心誠意行ってきました。このために、世界最先端の研究を行い、かつ、学生支援のための様々な制度の導入を行ってきました。私たち大学は、国の機関ですので、このような資金の多くは基本的には国の資金です。諸外国と比べると、特に、学部生・大学院生への国の支援はまだまだ少なく、私たちは、これを一層拡張したいと考え、そのために努力も行っていました。しかし、この度、行政刷新会議の事業仕分けにより、大学院生・ポストドクへの国の支援は不必要な雇用対策であるとの間違った認識のもと、大学院生あるいはポストドクへの様々な事業が縮減すべしとの結論となりました。この措置は、新たな世界を切り開く可能性の高い若者たちを切り捨てるだけでなく、寝食を忘れるほど研究に邁進している学生たちの研究活動そのものを否定し、学生たちの研究意欲をそぐ暴挙であると私たちは考えます。私たちは、学生と連帯するとともに、父母の皆様とも連帯して、このような学生支援縮減を、是非辞めさせたいと考えています。私たち東京大学理学部・理学系研究科の考えを明確にし、外に向けて発信するために添付いたしました声明「次世代を担う若手研究者支援の充実を望む」を12月2日付けで出しました。私たちはこれからも様々な場を使って、この縮減を食い止め、むしろ支援を拡大する努力をしたいと思えます。父母の皆様で、今回の私たちの声明に賛同していただける方がおりましたなら、是非、文部科学省、民主党等のパブリック・コメントに意見を述べていただいたり、あるいは身近の国会議員等にご意見を伝えるなどして、声を上げていただければと思っています。事業仕分けが予算に反映されるのは今月中旬と聞いていますので、期間はあまりありませんがご協力を頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

敬具

理学部長・理学系研究科長
山形俊男

行政刷新会議第3会場評価結果：<http://www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/3kekka.html#1113>

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/sassin/1286925.htm

民主党：<http://www.dpj.or.jp/header/form/index.html>

次世代を担う若手研究者支援の充実を望む

東京大学 大学院理学系研究科・理学部

新政府の行政刷新会議による「事業仕分け」はそれ自体としては厳しい経済情勢の中で国家予算の無駄を省き、効率的に運用するためのプロセスとして画期的なものであると認識します。しかし、運営費交付金、科学研究費など我が国の基礎研究・教育の基盤を担って来た部分について、これを危うくする深刻な評決が多々なされました。なかでも、私たちは次世代を担う若手研究者育成に関する事業の仕分けに大きな危惧を抱いています。

第3ワーキンググループにおいて、科学技術振興調整費による若手研究者養成システム改革、科学研究費補助金による若手研究、特別研究員奨励費、特別研究員事業のすべてにおいて予算要求の縮減という評決が出されました。上記のいずれの制度も、若手研究者の研究費や教育費に充てられる経費であり、重複しているのではないかというコメントが見られます。しかし、特別研究員奨励費は研究費であり、特別研究員制度はいわば給費に対応するものですから、明らかに重複はありません。

現在、特別研究員としての給付は平成20年度で博士課程在学者(DC) 4400人、学位を既に取得したポストドク(PD) 1052人(SPD⁽¹⁾, RPD⁽²⁾)を含めれば1168人が受けています。この数値からも明らかなように、大学院生を主な対象としている制度ですが、これでも博士課程在学者の17人に1人程度の給付率に過ぎません。そこで、第3期科学技術基本計画ではこの割合を5人に1人程度まで引き上げる目標を掲げました。しかし、今回の評決は給付率を現状からさえも大幅に下げることが要求されています。

人材育成を支援するものとして日本学生支援機構の奨学金制度がありますが、修士・博士課程5年間の標準的な奨学金を受けた場合、総額は650万円に及び、返還免除の割合は全額免除者が全体の10%、半額免除者は20%ですから、博士課程修了者の多くが多額の負債を抱えて社会に旅立つことになっています。日本学生支援機構の奨学金制度において給付型を大幅に増やすなどの対策をとることなく、一方的に特別研究員事業を縮小するならば、保護者の家計負担を増大させることになるでしょう。我が国の未来を担う有為な学生の大学院進学意欲を大幅に減退させるのは明らかです。

統計データによればDCやPD経験者の常勤研究職に就く割合は90%と高く、優秀な若手が給付を受けてきたことを立証していますが、今回の評決は若手研究者登竜の狭き門をますます狭くする事を意味します。これでどうして科学技術立国が成り立つでしょうか？ 学位取得者が研究教育職だけでなく、民間企業などの実社会にもどんどん展開してゆくのは重要なことです。これを推進すべきとし

において、推進する事業計画そのものさえもポストクの生活保護のようなシステムとして否定的な評決が出されたのも理解に苦しむところです。

上記のように第3ワーキンググループによる若手研究育成事業に関する評決は科学技術立国を担う若手研究者の育成を著しく損なうものです。既に大学院生の多くが今回の評決を知り、絶望しています。政府におかれては早急に若手研究者支援事業の縮減を再考されるよう要望します。

[参照]

- (1) 「特別研究員-SPD」: 特別研究員-PDに申請し、合格した者の中から特に優れた者

- (2) 「特別研究員-RPD」: 子育て支援や学術研究分野における男女共同参画の観点から、優れた若手研究者が、出産・育児による研究中断後に円滑に研究現場に復帰できるように支援する事業対象者